

## 近畿地方整備局からの情報提供

1. 社会資本整備審議会の答申と対応について . . . 1
2. 水防法等の改正について . . . 4
3. 中小河川におけるホットライン活用ガイドライン（案）について . . . 14
4. 都道府県河川における「水ビジョン」協議会の取り組み状況について . . . 16
5. 要配慮者利用施設管理者向けの説明会の実施状況について . . . 18
6. 平成29年度制度拡充について . . . 19
7. 大規模災害発生時の災害査定効率化（簡素化）及び事前ルール化について . . . 21
8. 洪水情報のプッシュ型配信について . . . 24







# 答申の概要(対応すべき主な課題)～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

## < 諮問内容 >

平成28年8月に北海道・東北地方を襲った一連の台風による被害を踏まえ、気候変動の影響もあり水害の頻発化・激甚化が懸念され、かつ人口減少下における社会情勢の中、中小河川等における水防災意識社会再構築を如何に進めていくべきか。

### 【一連の台風による被害の特徴】

- 一級河川の支川や二級河川で堤防決壊などに伴う甚大な被害が発生
- 中山間地域の要配慮者利用施設で、入所者の逃げ遅れによる被害が発生
- 橋梁など重要インフラの被害や農業被害が復旧復興に深刻な影響

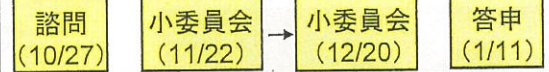
### 【気候変動・人口減少下における中小河川等の現状】

- 気候変動の影響に伴い集中豪雨発生頻度が高くなると、中小河川等は流下断面が比較的小さいこともあり、洪水氾濫による被害が発生しやすくなる。加えてその沿川は中山間地域である場合が多く、人口減少や高齢化の影響により地域防災力そのものが低下していることから、洪水などの自然災害に対して脆弱な地域となっている

### 【平成27年12月答申を踏まえた主な取組状況】

- 国管理河川を中心として「水防災意識社会」の再構築に向け、ソフト対策とハード対策が一体となった取組が全国で展開されており、既に一部では取組による効果も発現。タイムラインやホットライン等の取組については、都道府県管理河川においても、同様に推進することが有効

### 【審議等経緯】



### 【委員】※敬称略 五十音順

- 委員長 小池俊雄  
(東京大学大学院工学系研究科教授)
- 委員 久住時男  
(新潟県見附市長)
- 清水義彦  
(群馬大学大学院理工学府教授)
- 関根正人  
(早稲田大学理工学術院教授)
- 多々納裕一  
(京都大学防災研究所教授)
- 田中 淳  
(東京大学総合防災情報研究センター長)
- 田村圭子  
(新潟大学危機管理本部危機管理室教授)

## 対応すべき主な課題

### 【関係機関が連携したハード・ソフト対策】

- 都道府県管理河川においても取組を進める必要がある。

### 【適切な避難のための情報提供・共有】

- 緊急時における河川管理者からの情報が市町村長に伝わらない場合があり、確実な避難勧告等の発令に支障。
- 浸水想定区域図など地域の水害リスク情報等を提供する水位周知河川等の指定が必ずしも進んでいない。
- 防災情報が要配慮者利用施設の管理者等に十分理解されておらず、また、水害に対する避難確保計画の策定や避難訓練が十分に実施されていない。

### 【河川管理施設の機能の確保】

- 少子高齢化や人口減少、地域コミュニティの変化等により、樋門等の操作員の確保が困難。

### 【災害リスクに応じた土地利用】

- 河川沿いの要配慮者利用施設や比較的築年数の浅い工場等が被災しており、必ずしも適切な土地利用がなされていない。

### 【中小河川等の治水対策】

- 上下流バランスや財政制約等の観点から整備水準が必ずしも高くないことに加え、局地的な豪雨が増加していることもあり、各地で現況施設能力を上回る洪水が発生。
- 道路、鉄道、農地等において甚大な被害が発生し、復旧・復興が遅延。被災地以外にもその影響が波及。

### 【地方公共団体への支援】

- 都道府県管理河川は、河川数が多く総管理延長も長いことに加え、地方公共団体職員の減少や経験不足から、広域のかつ激甚な災害が発生した場合、情報収集、提供等の災害対応に支障。また、地方公共団体の被災状況によっては迅速な災害復旧を行うことが困難。
- 水防団員の減少や高齢化により、水防管理団体である市町村等の水防団体が脆弱化しており、地域防災力が低下。



# 答申の概要～中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について～

## 対策の基本方針

今回の一連の台風の被害の特徴や気候変動、人口減少等における社会情勢を踏まえ、財政的にも体制的にも厳しい中小河川等において、今回のような痛ましい被害を二度と出さないという強い決意のもと、

**目標** 『逃げ遅れによる人的被害をなくすこと』 『地域社会機能の継続性を確保すること』

- 水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- 治水対策の重点化、集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること

河川管理者、地方公共団体、地域社会、企業等、関係者が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応

## 実施すべき対策

### ■関係機関が連携したハード・ソフト対策の一体的な推進

- 都道府県管理河川においても協議会の設置を促進
- 協議会による取組の継続・実効性が確保される仕組み構築

### ■水害リスク情報等の共有による確実な避難の確保

- 浸水想定区域を公表する水位周知河川の指定を促進
- 早期に体制が整備されるよう簡易水位計の開発・設置の促進
- 浸水実績等水害リスク情報として周知する仕組み構築
- 要配慮者利用施設において避難確保計画や避難訓練実施を徹底させるための仕組み構築 など

### ■河川管理施設の効果の確実な発現

- 操作不要な樋門等の導入を推進
- ICT等最新技術の活用による河川管理の高度化を推進 など

### ■関係機関と連携した適切な土地利用の促進

- 水害リスク情報の提供、災害危険区域指定事例の周知 など

### ■重点化・効率化による治水対策の促進

(人口・資産が点在する地域等における治水対策)

- 輸中堤などの局所的な対応による効率的な対策を推進
- 避難場所など関係者が一体となった取組による整備促進
- 浸水被害の拡大を抑制する自然地形等を保全する仕組み構築
- ため池などの貯留機能の保全などの流出抑制対策推進

(上下流バランスを考慮した本川上流や支川における治水対策)

- ダムなどの既存ストックを最大限活用した効率的な対策実施
- ダムの再開発等の工事を国等が代行する仕組み構築

(社会経済に大きな影響を与える施設の保全)

- 重要施設の管理者と連携した被害軽減対策を推進 など

### ■災害復旧、水防活動等に対する地方公共団体への支援

- 災害復旧申請作業など一連の災害復旧への支援について検討
- 大規模な災害復旧工事を国が代行する仕組み構築
- 発災前の警戒段階からの支援を検討
- 災害対応等に豊富な知見を有する行政経験者等を活用
- 建設業者がより円滑に水防活動を実施できる仕組み構築 など



平成29年2月10日  
水管理・国土保全局水政課

## 「水防法等の一部を改正する法律案」を閣議決定 ～洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」の実現を目指します！～

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化していることに対応し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するため、多様な関係者の連携体制の構築と既存資源の最大活用を図る「水防法等の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

### 1. 背景

近年、全国各地で洪水等の水災害が頻発・激甚化しています。平成27年9月の関東・東北豪雨、平成28年8月に北海道・東北地方を襲った台風10号等の一連の台風では、住民の逃げ遅れや家屋の浸水により甚大な被害が発生しました。

このため、国土交通省では一昨年来、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、ハード・ソフト一体となった対策により社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を進めて参りましたが、この取組をさらに加速し、洪水等からの「逃げ遅れゼロ」と「社会経済被害の最小化」を実現するための抜本的な対策を講ずることとします。

### 2. 改正案の概要

#### (1) 「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築

- 地方公共団体や河川管理者、水防管理者等の多様な関係者の連携体制を構築するため、大規模氾濫減災協議会制度を創設。  
〔大規模氾濫減災協議会の設置率：約37%（134/367協議会）（2016年12月）  
⇒ 都道府県に働きかけ、2021年までに100%を実現。〕
- 地域の中小河川における住民等の避難を確保するため、市町村長が可能な限り浸水実績等を把握し、これを水害リスク情報として住民等に周知する制度を創設。
- 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、その管理者等による避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を義務化。  
〔避難確保計画の作成・避難訓練の実施率：約2%（716/31,208施設）（2016年3月）  
⇒ 関係機関と連携し、2021年までに100%を実現。〕

#### (2) 「社会経済被害の最小化」のための既存資源の最大活用

- 高度な技術等を要するダム再開発事業や災害復旧事業等を、国土交通大臣又は独立行政法人水資源機構が都道府県知事等に代わって行う制度を創設。
- 民間事業者による水防活動の円滑化を図るため、水防活動を委託された民間事業者が、緊急時に他人の土地を通過すること等を可能に。
- 輪中堤防等の洪水氾濫による浸水の拡大を抑制する土地を保全する制度を創設。

【問い合わせ先】水管理・国土保全局水政課 小松、内山、青木  
代表番号 03-5253-8111（内線：35-213、35-227）  
直通番号 03-5253-8439  
FAX番号 03-5253-1601

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 水防組織（第三条―第八条）</p> <p>第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）</p> <p>第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）</p> <p>第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）</p> <p>第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）</p> <p>第八章 罰則（第五十二条―第五十五条）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県の水防計画）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九條第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九條第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載し、その同意を得なければならぬ。</p> <p>4 5 7（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 水防組織（第三条―第八条）</p> <p>第三章 水防活動（第九条―第三十二条の三）</p> <p>第四章 指定水防管理団体（第三十三条―第三十五条）</p> <p>第五章 水防協力団体（第三十六条―第四十条）</p> <p>第六章 費用の負担及び補助（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第七章 雑則（第四十五条―第五十一条）</p> <p>第八章 罰則（第五十二条―第五十四条）</p> <p>附則</p> <p>（都道府県の水防計画）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九條第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九條第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならぬ。</p> <p>4 5 7（略）</p>

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2～4 (略)

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 (略)

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 (略)

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 (略)

3 浸水想定区域をその区域を含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域を含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第一項において同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

2～4 (略)

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 (略)

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 (略)

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 (略)

3 浸水想定区域をその区域を含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域を含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。



しなければならない。

一・二 (略)

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない

一・二 (略)

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。)を除く。)内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地(その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。)の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域を含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(新規)



(標識の設置等)

第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域を含む市町村の長に通知しなければならない。

3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助

(新規)

(新規)

言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事

三 当該河川の存する市町村の長

四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

五 当該河川の河川管理者

六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、

沖縄気象台長又は地方気象台長

七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必ずと認める者

3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条に

(新規)

(新規)



において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該都道府県知事

二 当該河川の存する市町村の長

三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者

四 当該河川の河川管理者

五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長

六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により

（新規）

（新規）

浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(公用負担)

第二十八条 (略)

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(公用負担)

第二十八条 (略)

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第二十一条第一項中「水防



けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十五条の七第三項の規定に違反した者
- 二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 (略)

団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第二項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(新規)

第五十四条 (略)

平成 29 年 2 月 6 日  
水管理・国土保全局河川環境課

## 「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」の策定について ～ 洪水時に直接市町村長へ河川情報を伝えるホットラインの 都道府県への拡大・定着を図ります ～

国土交通省では、河川管理者が市町村長等へ直接情報を伝達するホットラインの取組を都道府県管理河川へ拡大・定着させるため、「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」を策定しました。

都道府県においては、減災協議会の場等を活用して、対象となる市町村を検討・調整し、平成 30 年の梅雨期を目途にホットラインの構築が図られます。

### ◆ガイドライン策定の経緯

- ・洪水時において、河川管理者が市町村長等へ直接河川情報を伝達することは、市町村長が避難勧告等の発令を判断するための支援として、有効な取組みです。
- ・国が管理する河川では、国土交通省の河川事務所長から市町村長等へ直接、河川の状況や今後の見通し等を伝えるホットラインを開設し運用していますが、都道府県においてホットラインが構築されているのは、平成 28 年 10 月現在で、全都道府県の 4 分の 1 にあたる 11 県となっています。
- ・国土交通省では、広く都道府県へのホットラインの拡大・定着が図られるよう、本日、「中小河川におけるホットライン活用ガイドライン」を策定しました。

### ◆ホットラインの構築に向けて

- ・都道府県では、各河川に設置される減災協議会の場等を活用して、対象となる市町村を検討・調整し、平成 30 年の梅雨期を目途にホットラインの構築が図られます。

### ◆ホットラインの主な内容

- ・対象とする河川（洪水予報河川、水位周知河川 等）  
※洪水予報河川、水位周知河川の指定状況は、国土交通省ホームページをご覧ください。  
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/syozaiti/index.html>
- ・実施体制（河川担当部局の長→市町村長を基本）
- ・提供内容（河川水位の変化と今後の見通し、想定される被害内容 等）

### ◆ホットラインの構築により期待される効果

- ・平常時より、ホットラインの実施体制や提供情報等を事前に調整することにより、限られた時間の中で、的確な情報提供が可能となります。
- ・急激な水位上昇が想定される中小河川においても、市町村長の気づきを促し、確実な避難行動に結びつけることで人的被害の発生を防ぎます。

本ガイドラインは、国土交通省のホームページよりダウンロードできます。

[http://www.mlit.go.jp/river/shishin\\_guideline/kasen/pdf/chusyou\\_hotline.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/kasen/pdf/chusyou_hotline.pdf)

#### <問合せ先>

水管理・国土保全局 河川環境課 河川保全企画室

企画専門官 宮本 健也（内線：35462）

係長 林 孝（内線：35465）

代表：03-5253-8111 直通：03-5253-8448 FAX：03-5253-1603

# 中小河川におけるホットライン活用ガイドライン

## ガイドライン策定の背景

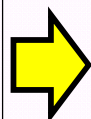
- ◆平成28年台風第10号の小本川の水害では、避難勧告の発令基準に達していたことが、町長に伝わらず、避難勧告が発令されない状況の下、グループホームの入居者9名を始め、死者・行方不明者が21名にのぼった
- ◆国管理の河川では、河川事務所長から市町村長等へ直接、河川情報を伝える「ホットライン」を構築済み。都道府県では11県で構築→広く都道府県への拡大を目指す。



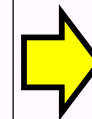
ガイドラインを策定し、ホットラインの取組を広く都道府県に定着させることにより、人的被害の発生を防ぐ

### 中小河川の特徴

- ・急激な水位上昇を伴う
- ・短時間での対応を迫られる



中小河川の特徴を踏まえた  
ガイドラインを策定



ホットラインの一層の普及

## ガイドラインの主な内容

### ◆定義

- ・河川管理者から市町村長への直接の情報提供

### ◆対象とする河川

- ・洪水予報河川、水位周知河川 等

### ◆誰から誰に？（実施体制）

- ・河川担当部局の長⇒市町村長 が基本

※地域の実情に応じ、実効性のあるホットラインとする

### ◆何を伝えるか？（実施内容）

- ・河川の水位の変化と今後の見通し
- ・想定される被害内容 等

### ◆実効性を高めるための取組

- ・事前に危険箇所や河川の特徴を情報共有
- ・信頼関係の構築
- ・水位計等の観測機器の設置の推進
- ・タイムラインの策定とその活用



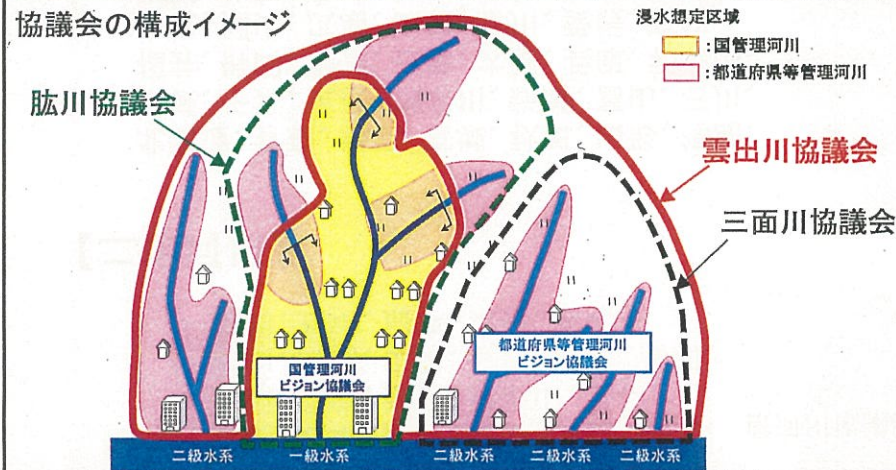
# 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の都道府県管理河川への拡大について

○本年の相次ぐ台風災害による甚大な被害状況等を踏まえ、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築の取組を全ての地域で推進するため、「水防災意識社会 再構築ビジョン」の取組を都道府県管理河川に拡大。

## 協議会の進め方

- (1) 協議会の設置
  - ・全ての管理河川を対象に協議会を設置。
- (2) 協議会の構成員
  - ・都道府県、市町村、水防管理団体、河川管理者。必要に応じ気象台等 関係機関。
  - ・一級河川の指定区間を含む場合は 国の河川事務所を追加。
  - ・技術的な助言や災害時の協力等のため必要に応じて国が参画。
- (3) 協議会での取組内容
  - ① 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
  - ② 地域の取組方針の作成
  - ③ フォローアップ

## 協議会の構成イメージ



## ◆ 県管理河川で既に開催している協議会

### 新潟県：「第2回三面川周辺地域における減災対策協議会」

- 日時 平成28年12月22日(木) 13:30~14:45
- 会場 村上市役所 4階 大会議室
- 出席者 村上市長、村上市消防本部消防長、新潟地方気象台防災管理官、新潟県(企業局発電管理センター)所長、村上地域振興局農林振興部長、地域整備部長 (オブザーバー: 三面川沿岸土地改良区理事長) (アドバイザー: 北陸地整、羽越河川国道)
- 議事
  - ・規約の改正(気象台の構成員追加)
  - ・取組方針について
  - ・フォローアップ方法の確認について
- 今後のスケジュール
  - ・平成29年出水期までにフォローアップの会議を開催予定

### 三重県：「第2回雲出川圏域県管理河川水防災協議会」

- 日時 平成28年12月22日(木) 15:00~16:00
- 会場 勤労者福祉会館 第2教室
- 出席者 津市長、松阪副市長、津地方気象台防災管理官、三重県(津地域防災総合事務所、松阪地域防災総合事務所、津建設事務所、松阪建設事務所) 国交省(三重河川国道事務所)
- 議事
  - ・雲出川圏域県管理河川における水防災意識社会の再構築に向けた取組・協議会のスケジュール
- 今後のスケジュール
  - ・毎年、出水期前にフォローアップを実施予定

### 愛媛県：「第5回肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会」

- 日時 平成28年12月26日(月) 14:00~14:45
- 会場 大洲市総合福祉センター 多目的ホール
- 出席者 大洲市長、西予市長、伊予市副市長、内子町長、砥部町長、西予市消防本部消防長、愛媛県(南予地方局八幡浜支局長、大洲土木事務所、西予土木事務所、中予地方局河川砂防課長) 気象庁(松山地方気象台長) 国交省(大洲河川国道事務所、山鳥坂ダム工事事務所、野村ダム管理所) (オブ: 愛媛河川港湾局長、四国地整河川調査官)
- 議事
  - ・幹事会の報告
  - ・これまでの取組状況
  - ・「肱川の減災に係る取組方針(案)」
  - ・今後のスケジュール(案)

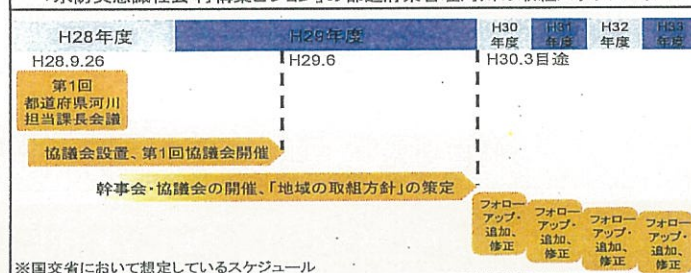
## 国による都道府県の「水防災意識社会 再構築ビジョン」への支援

- ・各地方整備局に相談窓口を設置
- ・国管理河川での潜行事例等による助言
- ・都道府県管理河川の協議会へアドバイザー等として参画
- ・国管理河川の協議会と合同で協議会を実施

## 予算面での支援

- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づき、流域内でハード対策と一体となって実施するソフト対策を防災・安全交付金の交付対象に拡充
- ・「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく、ハード・ソフト一体事業への防災・安全交付金の重点配分

## 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の都道府県管理河川の取組スケジュール



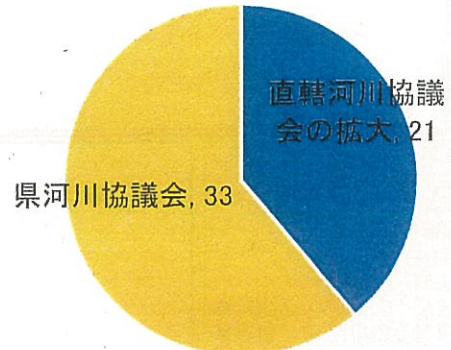


# 都道府県管理河川における協議会の取組状況 (H28年12月末時点)

## ビジョン協議会の設置単位の考え ※都道府県管理の一級河川、二級河川に関する考え(単位:都道府県数)

### 【一級河川】

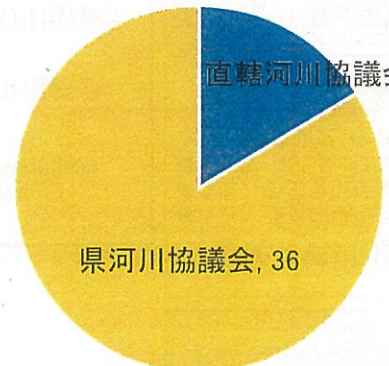
秋田、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、高知、福岡、長崎、熊本、大分、宮崎



北海道、青森、岩手、宮城、山形、新潟、富山、石川、山梨、長野、滋賀、京都、奈良、和歌山、鳥取、徳島、愛媛、福岡、佐賀、大分、宮崎、鹿児島

### 【二級河川】

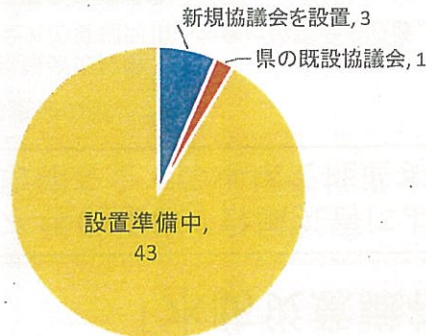
北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、千葉、東京、神奈川、新潟、富山、石川、福井、静岡、愛知、三重、大阪、兵庫、和歌山、島根、岡山、広島、山口、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄



石川、京都、鳥取、徳島、福岡、佐賀、大分

## 都道府県のビジョン協議会の取組状況 ※協議会の全体数は未確定

### 【協議会設置済み都道府県数】



- 新規に協議会を設置  
新潟県: 三面川周辺地域における減災対策協議会  
三重県: 雲出川圏域県管理河川水防災協議会  
愛媛県: 肱川大規模氾濫に関する減災対策協議会
- 既設の県協議会による取組  
岐阜県: 新五流総地域委員会
- その他(直轄河川協議会で一部県管理河川の検討)  
北海道、青森県、宮城県、新潟県、山梨県、愛知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

### 【取組方針策定済み協議会数】



要配慮者利用施設管理者向け説明会実施状況（2017.02.24 現在）

【近畿地整管内】

○説明会を全域で完了 4 府県

福井県、和歌山県、京都府、奈良県

○説明会に一部地域で着手 2 府県

兵庫県、滋賀県

○着手に向け調整中 1 府県

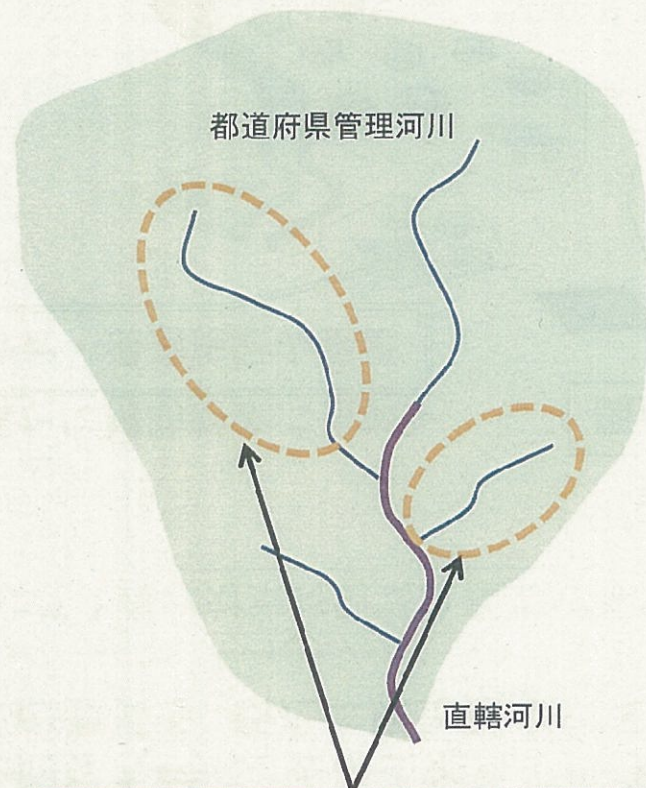
大阪府



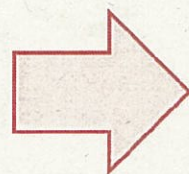
# 「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組の強化

水防災意識社会の再構築の取組を、都道府県等管理河川も含めた流域一体で推進するため、「再構築ビジョン」に基づきハード対策と一体となって実施するソフト対策を、新たに総合流域防災事業の事業計画に追加し、効果促進事業の交付対象とする

現 状



河川改修等を実施している河川で行うソフト対策を「効果促進事業」の対象としていた



今 後



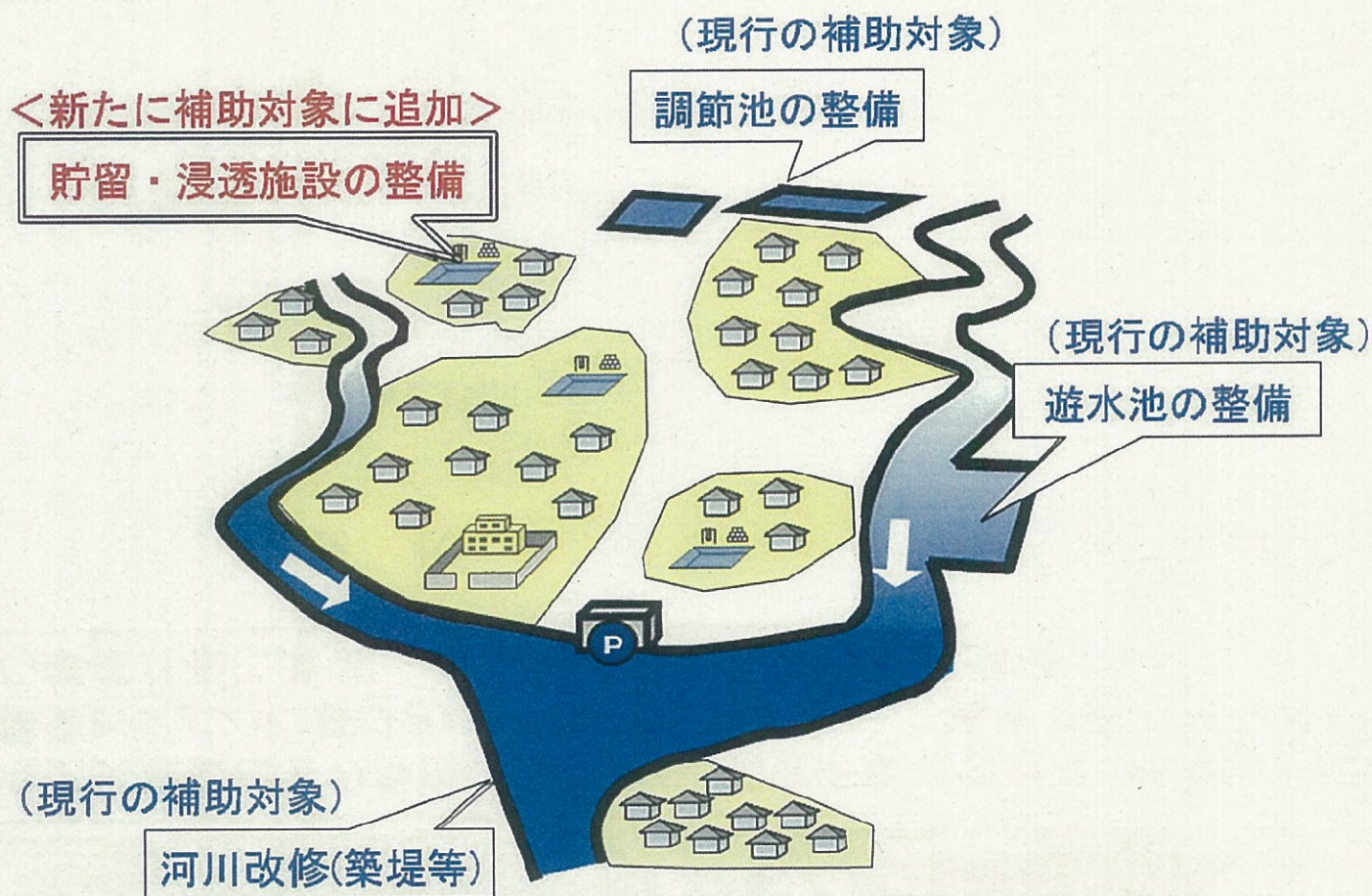
事業計画に定められた流域内で実施するソフト対策を「効果促進事業」の対象とする



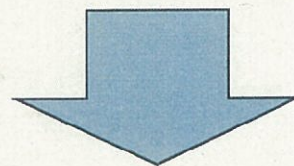
# 床上浸水対策特別緊急事業の拡充

局地的な大雨による市街地等での浸水対策を加速するため、市町村等が行う流域での貯留・浸透施設の整備を、新たに床上浸水対策特別緊急事業の補助対象に追加する。

新たに床上浸水対策特別緊急事業の補助対象を拡充



貯留・浸透施設(例)





平成29年1月13日  
都市局 都市安全課  
水管理・国土保全局 防災課  
港湾局 海岸・防災課

## 「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び 事前ルール化」について ～被災地の復興をより迅速に進めます～

国土交通省では、大規模災害発生時に被災自治体の災害査定に要する期間等を大幅に縮減する「大規模災害時の災害査定の効率化(簡素化)及び事前ルール化」を平成29年の発生災害から実施することといたしました。

災害査定の効率化(簡素化)をより迅速に開始できるように事前に実施する内容と激甚災害指定の見込みが立った時点で実施することを位置づけたもので被災施設の早期復旧を促進し、被災地の早期復興をより一層支援することが可能となります。

これまで、災害査定の効率化(簡素化)については、個別の災害毎に被災の状況に応じ関係機関と調整を行ったうえで効率化(簡素化)の内容を決定していたため、申請者への通知に約1箇月を要していたところです。

事前ルール化することによって、災害査定が終了するまで110日程度の期間がかかっていた場合、60～70日程度で終了できるようになります。

詳細は別添資料をご参照ください。

事前ルール化及び水管理・国土保全局所管の施設に関する問合せ先  
水管理・国土保全局防災課 災害査定官 西  
(代表) 03-5253-8111 (内線 35715)  
(直通) 03-5253-8458 (FAX) 03-5253-1607

都市局所管の施設に関する問合せ先  
都市局都市安全課 課長補佐 下平  
(代表) 03-5253-8111 (内線 32352)  
(直通) 03-5253-8402 (FAX) 03-5253-1587

港湾局所管の施設に関する問合せ先  
港湾局海岸・防災課 災害査定官 篠原  
(代表) 03-5253-8111 (内線 46737)  
(直通) 03-5253-8690 (FAX) 03-5253-1654



# 大規模災害時の災害査定効率化(簡素化)及び事前ルール化について

## 【背景】

- ・大規模災害が発生した際、**インフラの迅速な復旧が急務**
- ・これまでの大規模災害では、災害査定をスピーディーかつ効率的に進めるため、**様々な「査定の効率化(簡素化)」を実施。**
- ・しかしながら、個別の災害毎に効率化(簡素化)の内容を決めていたため**決定までに約1箇月を要していた。**
- ・そのため、南海トラフ地震、首都直下地震、スーパー台風等の大規模災害に備え、より迅速に**災害査定の効率化(簡素化)の 具体的内容を決定することが必要。**

## 【事前ルール化】

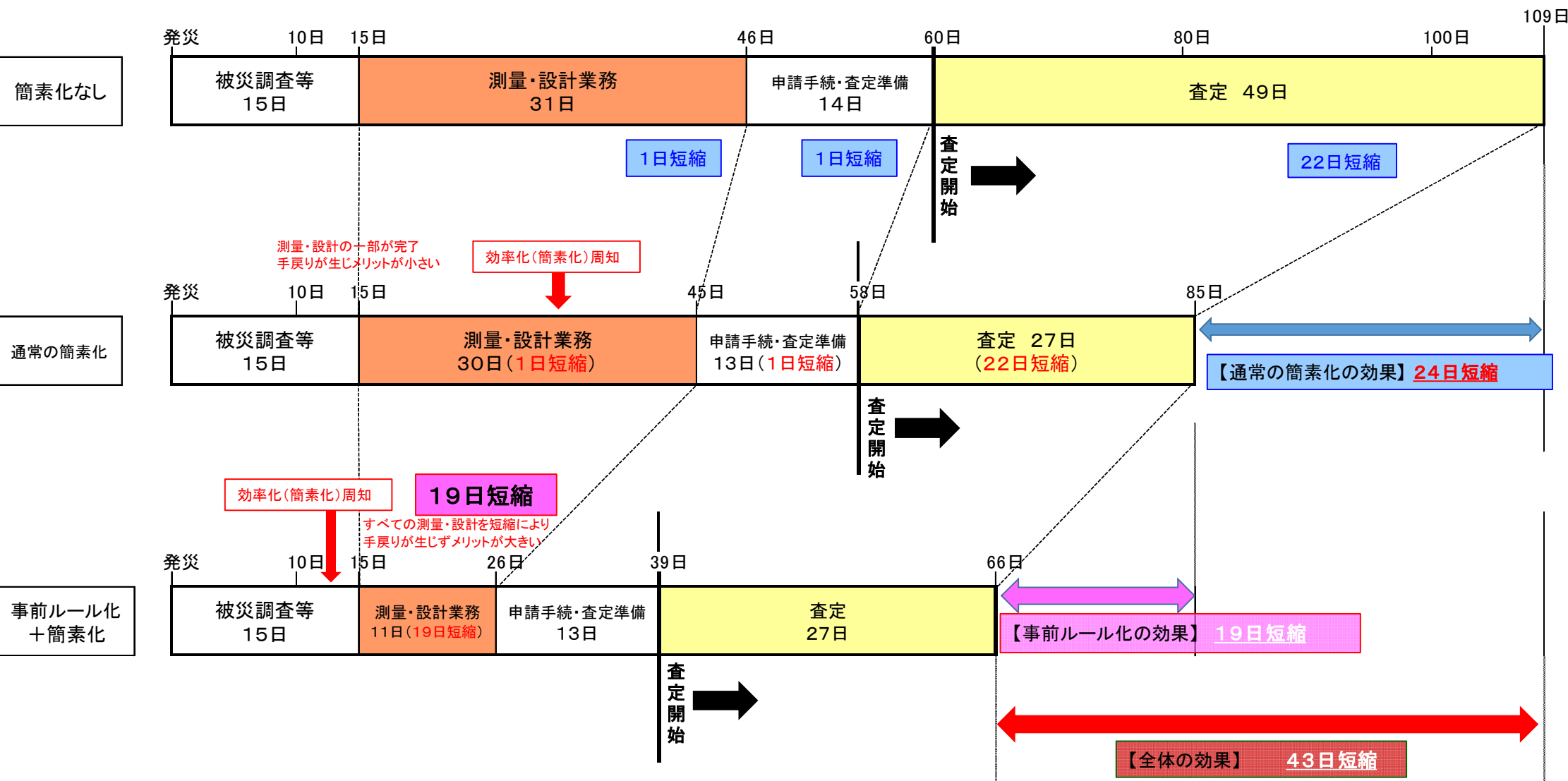
- ・**カテゴリーS**: 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害で、かつ、**緊急災害対策本部(政府)が設置された災害**  
(過去の事例: 東日本大震災(H23))
- ・**カテゴリーA**: 激甚災害(本激)に指定又は指定の事前公表がされた災害  
(過去の事例: 熊本地震(H28)、台風12号(H23)、新潟県中越地震(H16)、阪神淡路大震災(H7)などを含む14災害)
- **カテゴリーS・Aの災害の要件を満たした場合、以下の効率化(簡素化)を実施**

### 災害査定の手続きの効率化(簡素化)の主な内容

- ① **机上査定限度額の引上げ**(カテゴリーSは被害件数の概ね9割、カテゴリーAは被害件数の概ね7割となる金額まで引き上げる)  
(原則: 300万円) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 5,000万円、カテゴリーA 1,000万円)  
: 会議室で書類のみで行う机上査定の対象限度額の引上げにより査定期間を短縮
- ② **採択保留額の引上げ**(カテゴリーSは採択保留件数の概ね9割、カテゴリーAは採択保留件数の概ね6割となる金額まで引き上げる)  
(原則: 4億円) (参考: 過去の事例 カテゴリーS 30億円、カテゴリーA 8億円)  
: 現地で決定できる災害復旧事業の金額の引上げにより早期着手が可能
- ③ **設計図書の簡素化**  
: 設計図書の作成において航空写真や標準的な断面図等の活用により測量・設計期間を短縮 など

# 大規模災害時の災害査定効率化(簡素化)及び事前ルール化について

## 事前ルール化による行程短縮 (熊本地震におけるA市の例)



**被災施設の早期復旧・被災地の早期復興を支援**

## 【「洪水情報のプッシュ型配信」】

国土交通省では、

**緊急速報メールを活用し、洪水情報を携帯電話  
ユーザーへ直接配信（プッシュ型配信）**

する取り組みを進めています。

※平成28年9月から、鬼怒川、肱川の  
流域自治体（茨城県常総市、愛媛県  
大洲市）で配信実施中。



緊急速報メールを受信したら、自治体の情報を確認し、適切な防災行動をとろう！！

「緊急速報メール」のイメージ

### △ 緊急速報

#### 河川氾濫のおそれ

#### 鬼怒川で氾濫のおそれ

鬼怒川の川島（筑西市）付近で、水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。

防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

このメールは、常総市域に配信しています

（国土交通省）